

❖ 熊本県から熊本市へ手続き窓口が変更になるもの (主なもの)

政令指定都市移行に伴い、県から市に事務権限が移譲され、市民のみなさまに関わりの深い事務の多くを市自ら処理できるようになります。

そのため、市の主体的な判断で、市民ニーズに的確に対応した事務処理を行うことが可能になるとともに、事務のスピードアップ、事務手続きの簡素化などが期待できます。

これらのメリットを最大限に生かし、さらなる住民サービスの向上を図ります。

県から市への事務権限移譲により、平成24年4月1日から手続き窓口が変更となる主な業務は次のとおりです。(記載の受付窓口は、平成23年12月末現在のもので、平成24年4月以降変更される場合もありますのでご了承ください。)

分野	業務内容	平成24年3月31日までの受付窓口(県)	平成24年4月1日以降の受付窓口(市)	
保健福祉	身体・知的障がい者に関する専門的相談など	県 福祉総合相談所	市 障がい保健福祉課 (障がい者福祉相談所)	
	精神障がい者に関する専門的相談など	県 精神保健福祉センター	市 障がい保健福祉課 (こころの健康センター)	
	精神保健指定医の申請など	県 障がい者支援課	市 障がい保健福祉課 (こころの健康センター)	
	有料老人ホームの設置の届出など	県 高齢者支援課	市 高齢介護福祉課	
	指定居宅サービス事業者等の指定など	県 高齢者支援課	市 高齢介護福祉課	
	医療法人の設立認可など	県 医療政策課	市 医療政策課	
都市計画 土木	熊本市内の国道(国道3号、57号、208号を除く)及び県道に関する相談や道路占用許可など	・旧城南町の区域での案件は県宇城地域振興局土木部維持管理課 ・旧植木町の区域の案件は県鹿本地域振興局土木部維持管理課 ・上記以外の区域での案件は県熊本土木事務所管理課	市 各土木センター	
	都市計画の決定	県 都市計画課	市 都市政策課	
	加勢川(水前寺江津湖公園区域)、鶯川、健軍川、藻器堀川、保田窪放水路、万石川、兎谷川、麴川に関する相談、占用許可など	県 熊本土木事務所管理課 ※平成24年4月末頃まで受付予定。 (※左記に掲げる河川については、平成24年5月頃に移譲される予定です。)	市 各土木センター	
	水前寺江津湖公園広木地区の管理	県 熊本土木事務所管理課	市 河川公園課	
	県管理漁港区域内の水域等における占用許可など	県 漁港漁場整備課 市 河内総合支所	(申請受付窓口) 市 水産振興センター	
	海岸保全区域の占用許可(熊本港を除く。)	農林水産省 水産庁所管海岸	県 漁港漁場整備課 市 河内総合支所	(申請問い合わせ先) 市 農業政策課 (申請問い合わせ先) 市 西部土木センター (申請問い合わせ先) 市 西部土木センター (申請問い合わせ先) 市 西部土木センター
		農林水産省 農村振興局所管海岸	県 農政事務所農地整備課	
		国土交通省所管海岸	県 熊本土木事務所管理課	
	県港湾施設の使用、港湾区域、港湾隣接地域の占用等の許可など(百貫港・河内港に限る。)	県 熊本土木事務所管理課		
	一般公共海岸区域の占用許可など	県 熊本土木事務所管理課		
環境	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出	県 環境保全課 ※平成22年度までの実績について	市 環境政策課 ※平成23年度以降の実績について	
教育	熊本市立の小・中学校の教職員の採用など	県教育委員会 学校人事課	市教育委員会 教職員課	
その他	旅券(パスポート)の申請受付、交付	県 パスポートセンター	各区役所 区民課	
	NPO法人の設立の申請など	県 くまもと県民交流館バレア NPO・ボランティア協働センター	市 市民協働課 (申請問い合わせ先) 市民協働支援センター・あいぼーと	